

## 第1条（取引方法）

1. 本契約による取引は、当座貸越取引のみとし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2. 個別の貸付けに際し、借主は、銀行所定の請求書を銀行に提出して申し込みを行います。銀行は、所定の審査のうえ、請求書記載の金額を指定預金口座に入金する方法または第10条に定める諸費用等を請求書記載の金額より差引いて指定預金口座に入金する方法により、貸付けを行います。
3. 個別の貸付けの申込額は10万円以上とし、その金額は1万円刻みとします。
4. 借入要項記載の契約極度額は、貸付金、第6条に定める利息、第7条に定める損害金、第10条に定める諸費用その他本契約に基づいて借主が支払義務を負担する一切の金員の合計額の限度額とします。なお、借主に後見開始の審判があったとき、または借主を被後見人とする任意後見契約の効力が発生したときは、以後、新たな個別の貸付けの申込みを行うことはできないものとします。

## 第2条（契約極度額の変更）

1. 銀行は金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由があるときは、契約極度額を減額することができます。
2. 銀行は、銀行が必要と認めるとき、借主と銀行との間で別途締結する根抵当権設定契約（以下「本件根抵当権設定契約」といいます。）の物件の表示欄記載の不動産（以下「本件不動産」といいます。）につき、銀行の定める方法を用いて再評価を行います。銀行は、かかる再評価の結果、債権の保全上必要と認める場合には、契約極度額を減額することができます。
3. 借主は、契約極度額が減額された場合、貸付金、利息その他本契約に基づいて借主が支払義務を負担する一切の金員の合計額が減額後の極度額を超過する場合、超過額を直ちに銀行に支払うこととします。

## 第3条（契約期限および期限の更新、解約、中止等）

1. 契約の期限は、借入要項記載の契約期限または借主について相続が開始するときのいずれか早いときまでとします。ただし、契約期限到来の1か月前までに、銀行または借主から、書面による解約の申し出がない場合には、更に1年間本契約を延長するものとし、その後も同様とします。
2. 本契約が契約期限到来または解約その他の事由により終了した場合、借主（ただし、借主について相続が開始した後は相続人全員）は、直ちに貸付金、利息その他本契約に基づいて借主が支払義務を負担する一切の金員を銀行に支払うものとします。
3. 借主について相続が開始したときから3か月以内に、借主の配偶者が、銀行に対し、本契約の継続利用を申入れ、銀行が認めたときは、配偶者と銀行との間で新たに契約する当座貸越契約書に基づく配偶者への貸付金が、本契約に基づく債務の支払いに充当されることに同意します。

## 第4条（期限の利益喪失事由）

借主は、銀行取引約定書5条（期限の利益喪失）または同20条（反社会的勢力の排除）に定める事由が一つでも生じたときに加えて、以下に掲げる事由が一つでも生じたときには、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払います。また、この場合、銀行は本契約に基づく新たな個別の貸付を行わないことができます。

1. 借主が虚偽の申込みその他不正の手段により本契約を締結し、または個別の貸付けを受けたことを銀行が知ったとき
2. 借主が本件不動産に居住しなくなったことを銀行が知ったとき（入院または社会福祉施設への入所等

のやむを得ない事由によるもので、銀行があらかじめ承諾した場合を除きます。)

3. 本件不動産が滅失または毀損し、その価値が著しく減少したことを銀行が知ったとき
4. 本件不動産が法令により収用または使用されたことを銀行が知ったとき
5. 本件根抵当権設定契約に基づく根抵当権の全部もしくは一部が有効でなくなったとき、または対抗要件を具備したものでなくなったことを銀行が知ったとき
6. 借主が第2条に定める契約極度額の変更に応じない場合
7. 借主が第8条に定める借受人の義務に反する行為を行い、銀行が請求したとき

#### 第5条（随時返済）

1. 約定返済のほか、借主は随時に10万円以上1万円刻みの金額を返済することができるものとします。
2. 前項の返済の結果、借主に払い戻すべき利息が発生した場合、銀行は、所定の方法により計算のうえ、借入要項記載の指定預金口座に入金することとします。

#### 第6条（利息）

利息は当月分の利息を、翌月の借入要項記載の利息支払日に指定預金口座から引き落とすものとします。

#### 第7条（損害金）

借主が、本契約に基づく銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14%の割合による損害金を支払うこととします。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とします。

#### 第8条（借受人の義務）

1. 借主は、本契約に基づく地位および権利を他に譲渡し、または担保に供することはできません。
2. 借主は、銀行の承諾を受けずに、本件不動産の譲渡、賃借権等の利用権の設定または抵当権等の担保権の設定、本件不動産の損壊その他本件不動産に係る一切の法律上および事実上の処分を行うことはできません。
3. 借主は、銀行の承諾を得ずに、配偶者または借主があらかじめ銀行に届けた親族以外の者を本件不動産に居住させることはできません。
4. 借主は、銀行の申出がある場合、いつでも本件不動産の再評価その他貸付けの実施に必要な調査に協力するものとします。
5. 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに銀行に届けるものとします。
  - ①入院または社会福祉施設への入所等のやむを得ない事由により本件不動産を長期間にわたり不在にするとき
  - ②借主に銀行取引約定書および本契約に定める期限の利益喪失事由が発生したとき、または発生するおそれがあるとき
  - ③借主または借主の後見人、保佐人もしくは補助人について、成年後見、保佐または補助開始の審判、任意後見監督人選任の審判その他の申立が行われたとき
  - ④借主の推定相続人の範囲に変更があったとき
  - ⑤居住者の転出入その他借主の属する世帯の状況に変更があったとき
  - ⑥その他借主の財産、生活等の状況について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるとき
6. 借主は、銀行の承諾を得て、借入要項記載の契約極度額を変更する場合（ただし、第2条に基づく変更を除きます。）および利率を変更する場合（ただし、第11条に基づく変更を除きます。）、銀行所定

の手数料を支払うものとします。

#### 第9条（自動引落とし）

貸付金、利息の支払いは自動引落としの方法によることとし、銀行は約定返済日（または利息支払日）に、所定の返済金および支払利息相当額を、小切手、通帳および払戻請求書なしに指定預金口座から引落としのうえ、支払に充当します。借主は、預金残高が所定の返済金および支払利息相当額に満たないときは、その金額について返済および支払いがないものとされ、また、約定返済および利息の延滞額が全額返済されるまで、個別貸付けを一時停止されても異議を述べません。

#### 第10条（諸費用の預金口座よりの引落とし）

本契約に関して借主が負担すべき取扱手数料その他一切の費用ならびに本契約に基づく銀行の債権を保全するために借主が負担すべき登記費用および印紙代その他一切の費用については、銀行において、所定の日に、指定預金口座から小切手または通帳および払戻請求書なしで引落としのうえ、支払いに充てるものとします。

ただし、銀行は、利息制限法その他適用のある法令の定める範囲内で費用を収受するものとし、これを超過する金員を受領した場合、直ちにこれを返還するものとします。

#### 第11条（利率の変更）

1. 本契約の取引開始日以降、利率は、銀行が定める短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利（以下「基準金利」といいます。）を基準として、基準金利の変更に伴ってその変動幅と同幅で自動的に引下げまたは引上げられるものとします。
2. 基準金利の廃止その他相当の事由（以下「基準金利の廃止等」といいます。）が生じた場合、銀行は、基準金利に代えて、一般に相当と認められる利率を基準として、利率を自動的に引下げまたは引上げることができます。
3. 変更後の利率は、基準金利変更日または基準金利の廃止等の日を起算日として、最初に到来する利息支払日の翌日より適用します。
4. 前項でいう利息支払日とは、借入要項の利息支払日欄で定めた毎月の利息支払日とします。

#### 第12条（債権譲渡）

1. 銀行は、将来本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含みます。）することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。
3. 借主は、前2項の債権譲渡に関して、銀行に対して有し、又は将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しません。

#### 第13条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差入れるものとします。

#### 第14条（印鑑照合）

銀行が、本契約による取引にかかる諸届その他書類に使用された印影を本契約書に押印の印影または

指定預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

#### 第15条（公正証書）

借主は銀行から請求がある場合には、直ちに本契約による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。

#### 第16条（規定の変更）

1. 銀行は法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
2. 銀行は、前項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以 上